平成２３年（フ）第４４７号
長崎県長崎市南町６番22号
債務者　本多　照博
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
大分市大手町１丁目１番15号　スカイコート大手町303
債務者　松木喜太郎
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　雄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８３号
秋田県能代市字上柳１番地11
債務者　佐々木次義
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１８７９号
札幌市厚別区大谷地西１丁目10番５―614号
債務者　佐々木雄輝
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　和樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０２号
札幌市厚別区上野幌２条１丁目１番３号
債務者　川口　博幸
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広田　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２１号
埼玉県川口市領家２丁目14番４号　アーバンハウス103号
債務者　田中　裕也
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７１号
名古屋市緑区有松南214番地
債務者　松本　光弘
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　丈視
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６５３号
埼玉県南埼玉郡宮代町字金原525番地19
債務者　松浦　榮次
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５４号
埼玉県南埼玉郡宮代町字金原525番地19
債務者　松浦美江子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２４２３号
愛知県津島市藤里町２丁目34番地　ヴィラ藤里Ⅰ―Ｂ棟102号
債務者　エーダイこと名西機工こと　立松　英幸
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　幹裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８号
山口県周南市孝田町３番20号、前住所山口県周南市大字久米2829番地の14
債務者　佐伯　八弘
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　弘田　　公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２５３１号
横浜市栄区公田町740番地　４棟407号
債務者　武藏　功忠
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　義人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４２号
群馬県前橋市若宮町３丁目16番８―703号　サーパス若宮
債務者　田口　健二
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猿谷　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９８号
山形県米沢市城西３丁目２番45号伊藤アパート１号室
債務者　平　　賢次
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１０１号
山形県米沢市吹屋敷町１番63号
債務者　羽生田恭子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４１１号
埼玉県草加市青柳６丁目22番８―103号
債務者　郡司　裕樹
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５１４号
埼玉県草加市長栄町545番地１　クレセントデイジー201号
債務者　佐藤　幸枝
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係